

(案)

障障発第 号  
平成16年9月 日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉担当部(局)長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

「通院等のための乗車又は降車の介助」の適正な実施について

本日、「指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について」平成14年12月26日障発第1226002号障害保健福祉部長通知が一部改正されたところであるが、第3章第3節(19)において別に定めることとされている確認すべき事項等については、下記のとおりであるので、指定居宅介護事業者の指定に当たって十分留意するとともに、適切な指導監督を行っていただくようお願いしたい。

なお、指定居宅介護事業者が「通院等のための乗車又は降車の介助」を行う場合には、指定居宅介護の内容として運営規程に明示しなければならないこととしているので、念のため申し添える。

記

「通院等のための乗車又は降車の介助」について、地域における当該サービスの必要性、当該サービスの質の確保及び給付の適正化といった観点から、都道府県及び市町村においては、事業所の指定、指導監督等に当たり以下の点に留意の上、十分な連携を図ることとされたい。

1 指定に当たっての市町村との連携

都道府県知事は、「通院等のための乗車又は降車の介助」を行う指定居宅介護事業者の指定に当たり、事業所の所在市町村に対して、以下の内容について意見を求めるとともに、必要に応じて、指定前に実地調査を実施し、当該事業所の人員が指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準(以下「基準」という。)で定める員数を満たしていること、基準に従って適正な事業の運営をすることができること等について確認すること。また、既に指定を受けている指定居宅介護事業者から運営規程の変更届が提出された場合も同様の取扱いとすること。

当該地域における「通院等のための乗車又は降車の介助」を伴う移送サービスの供給状況

当該事業所のサービスの提供体制  
市町村との連携体制の確保状況  
その他指定に関し必要と認められる事項

## 2 指導監督等に当たっての留意事項、市町村との連携等

### (1) 市町村の関与

事業所の指定を行う都道府県だけでなく、より身近な市町村が指定居宅介護事業者による「通院等のための乗車又は降車の介助」の提供状況を確認するため、事業所の所在地の市町村は、身体障害者福祉法第17条の15、知的障害者福祉法第15条の15又は児童福祉法第21条の14に基づき、必要に応じて文書の提出を求め、又は当該事業者の職員に質問若しくは照会するなど、「通院等のための乗車又は降車の介助」の提供状況等についての情報収集を常時行うよう配慮すること。

### (2) 指導監査等に当たっての留意事項

「通院等のための乗車又は降車の介助」は、身体介護の一部を構成するものである。したがって、基準第4条及び第30条に照らして、当該サービス行為に偏ってサービスを提供することは基準違反となり、都道府県知事の指導等の対象となるものである。

したがって、都道府県は、実態において、基準第4条及び第30条に照らして特定のサービス行為に偏っていないか、他のサービス事業者と十分に連携しているか等について十分に確認し、必要に応じて指導を行うこと。

また、市町村と十分に連携し、市町村が収集した情報を事業者に対する指導監督の際には十分活用するとともに、市町村から収集した情報に基づき必要と判断した場合には、随時実地指導を実施するなど、迅速な対応に努めること。